



2026年5月12日

各 位

会社名	株式会社大阪ソーダ
代表者名	代表取締役社長執行役員 寺田 健志
コード番号	4046(東証プライム)
問合せ先	執行役員管理本部長 今村 徹 (TEL. 06-7733-1001)

当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止） に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）について、これを継続せず、その有効期間が満了する2026年6月26日開催予定の当社第171回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時をもって廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、2008年6月27日開催の第153回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき、本プランを導入し、継続してまいりました。直近では、2023年6月29日開催の当社第168回定時株主総会の決議により、所要の変更を行った上で継続しており、その有効期限は本総会終結の時までとなっております。

本プランが有効期間の満了を迎えるにあたり、機関投資家をはじめとする株主のみなさまのご意見、買収防衛策を巡る近時の動向、当社を取り巻く経営環境の変化などを勘案しつつ、本プランの継続の是非について慎重に検討した結果、本プランを継続せず、有効期間満了となる本総会終結の時をもって廃止することといたしました。当社は、本プラン廃止後も、中期経営計画推進やコーポレートガバナンス強化、ステークホルダーとの対話などを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

なお、当社は、本プラン廃止後も、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大規模な取得行為を行おうとする者に対しては、株主のみなさまが当該取得行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、併せて独立社外取締役等の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、その時点で採用可能かつ適切な施策を講じる所存です。

以上